

**介護基盤緊急整備等臨時特例交付金**

# 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金について

## 事業の目的等

- どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスを受けられる社会の実現に向けて、地域密着型の介護基盤の整備や防火体制の強化を着実に進めるための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。
- 急速な高齢化に対応するため、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地方公共団体が策定した第5期介護保険事業計画に基づき、全国的に介護基盤の整備を促進させるとともに、介護施設の入所者の安全確保に向け、スプリンクラーの整備を促進させる必要がある。このため、都道府県が基金を造成するための交付金の交付を国が行うことで、地方公共団体が地域の実情に合わせて整備ができるように支援することを目標とする。

# 1. 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の概要

平成21～25年度末までの総額3,331億円  
(うち、平成24年度予備費 396億円)

## 1. 概要

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により、都道府県に基金を設置し、以下の事業を実施(平成24年度予備費において、基金の必要額を積み増し、平成25年度まで実施期限を1年延長)

- ①小規模特養等の地域密着型サービス拠点等の基盤整備に必要な経費について支援(介護基盤の緊急整備特別対策事業(341億円))
- ②消防法施行令上、スプリンクラー等防火安全設備の設置義務のない小規模な介護関連施設等に対する防火安全設備の整備に必要な経費について支援(既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業(50億円))
- ③グループホーム等における地震等防災対策上必要な補強改修や老朽化に伴う大規模修繕等に必要な経費について支援(認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業(5億円))

## 2. 主な助成単価

### ①介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	助成単価
小規模特別養護老人ホーム	2,000～4,000千円(1床あたり)
小規模ケアハウス	2,000～4,000千円(1床あたり)
小規模老人保健施設	25,000～50,000千円(1施設あたり)
認知症高齢者グループホーム	15,000～30,000千円(1施設あたり)
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～30,000千円(1施設あたり)

### ②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

助成対象	助成単価
スプリンクラー(1,000㎡以上)	17千円(1㎡あたり)
スプリンクラー(1,000㎡未満)	9千円(1㎡あたり)
自動火災報知設備	1,000千円(1施設あたり)
火災報知設備	300千円(1施設あたり)

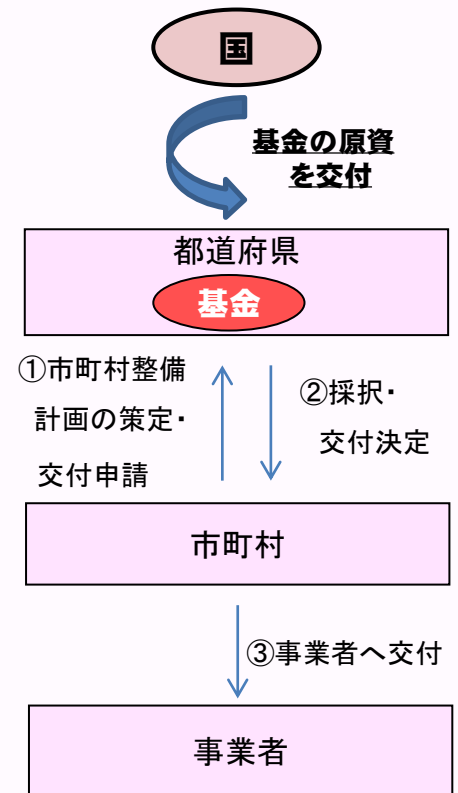
### ③認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業

施設種別	助成単価
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円(1施設あたり)
認知症高齢者GH・小規模多機能等	6,500千円(1施設あたり)

## 4. 予算額

事業	(億円)					
	21年度 (第1次補正)	22年度 (第1次補正)	22年度 (予備費)	23年度	24年度 (予備費)	合計
①介護基盤の緊急整備特別対策事業	2,212	184	-	-	341	2,737
②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業	283	-	137	-	50	470
③認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業	-	119	-	-	5	124
合計	2,495	303	137	-	396	3,331

## 3. 助成の流れ

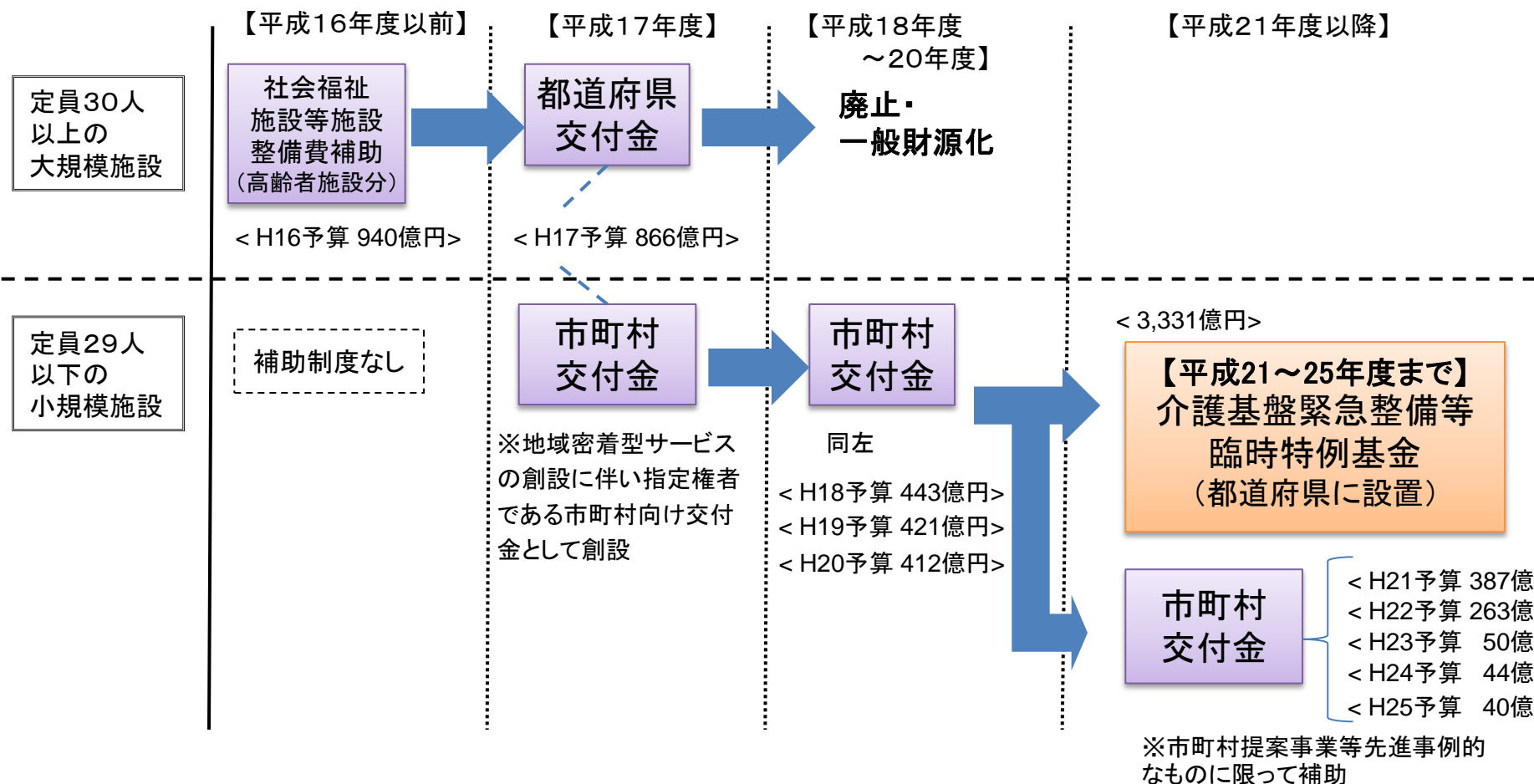


# II. 介護基盤の整備について

## 高齢者施設整備費の現状と変遷

### <<高齢者施設整備費の現状>>

- 広域型施設(定員30人以上の特養・老健・ケアハウス等)は、一般財源化されており、国の補助制度はなし。
- 地域密着型施設(定員29人以下の特養・老健・ケアハウス等)は、国からの補助で都道府県に設置された基金により補助。



# 介護基盤の整備状況について（各施設別の状況）

（単位：万人）

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 見込み	合計
特別養護老人ホーム	1.2 (0.2)	2.3 (0.7)	2.8 (0.9)	2.0 (0.5)	8.3 (2.2)
老人保健施設	0.5 (0.0)	0.6 (0.0)	0.7 (0.0)	0.7 (0.0)	2.5 (0.1)
ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	0.1 (0.0)	0.1 (0.0)	0.1 (0.0)	0.1 (0.0)	0.4 (0.1)
認知症高齢者グループホーム	0.9 (0.4)	1.1 (0.7)	1.0 (0.6)	0.9 (0.6)	3.9 (2.3)
小規模多機能型居宅介護事業所	0.3 (0.2)	0.5 (0.3)	0.6 (0.4)	0.5 (0.3)	1.9 (1.3)
合計	3.0 (0.8)	4.7 (1.8)	5.1 (2.0)	4.2 (1.4)	17.0 (6.0)

（ ）内は、基金整備分の再掲。

※ 補助金等の交付を受けずに事業者が自己財源により整備するものも含む。

※ 対象施設については、以下のとおり。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）  
小規模多機能型居宅介護事業所

※ 小規模（定員29人以下）な施設に対する補助は各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金（平成21年度第一次補正予算及び平成22年度補正予算により措置）により実施されている。

また、広域型（定員30人以上）の施設に対しては、各都道府県、指定都市及び中核市により補助（特別の地方債による地方財政措置を講じている。）が行われている。

# 介護保険事業計画

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

## 国の基本指針（法第116条、18.3.31告示314）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
  - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
  - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

## 都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえた各年度の介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
  - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

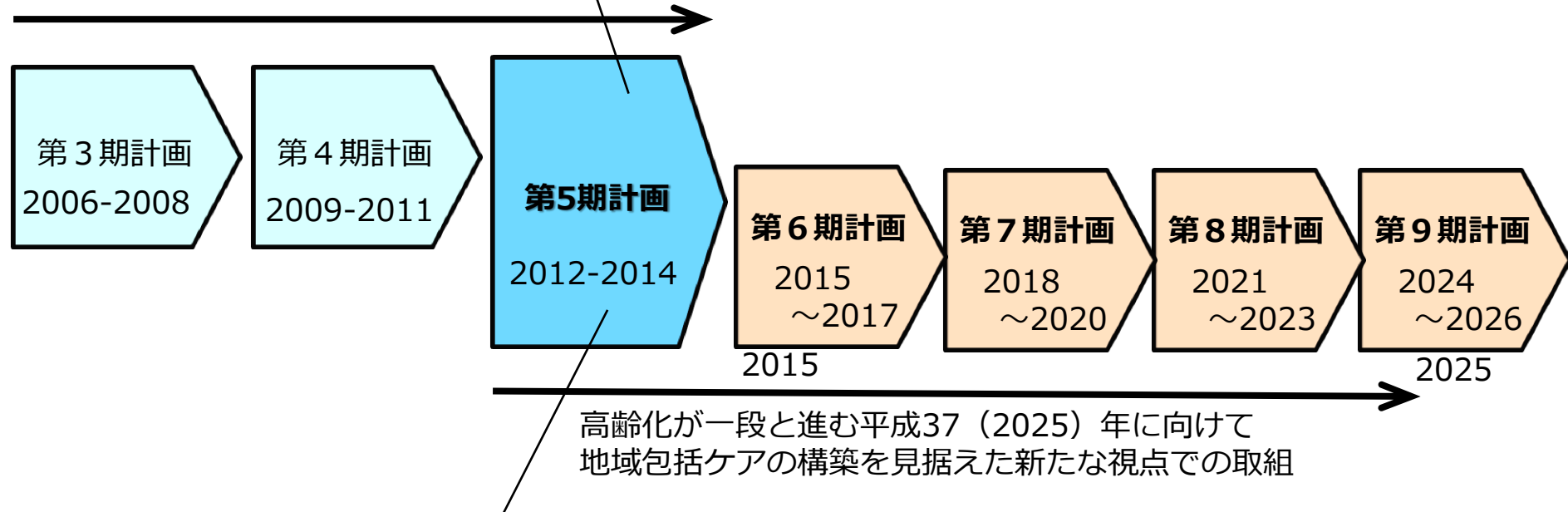
## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

# 第5期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、  
第3期計画策定時に定めた平成26年度(2014年度)までの目標を達成する仕上げの計画

第3期で策定した2014年度までの  
中長期目標



一方で、第5期計画は、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。

# 第5期介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等について〈確定値〉

○ 第5期介護保険事業計画の見込みでは、施設の利用者数は、概ね改革シナリオの範囲内におさまる見込み。

2011年度(実績)※1

2014年度  
サービス量見込み(確定値)※2

(参考)2015年度  
改革シナリオ※3

(参考)2025年度  
改革シナリオ※3

	2011年度(実績)※1	2014年度 サービス量見込み(確定値)※2	(参考)2015年度 改革シナリオ※3	(参考)2025年度 改革シナリオ※3
<b>在宅介護</b>	314 万人/日	348 万人/日 (11%増)	361 万人/日 (15%増)	463 万人/日 (47%増)
うちホームヘルプ	130 万人/日	148 万人/日 (14%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うちデイサービス	205 万人/日	234 万人/日 (14%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うちショートステイ	38 万人/日	43 万人/日 (13%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うち訪問看護	30 万人/日	34 万人/日 (13%増)	37 万人/日 (23%増)	51 万人/日 (70%増)
うち小規模多機能	6 万人/日	9 万人/日 (50%増)	10 万人/日 (67%増)	40 万人/日 (567%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	- 万人/日	2 万人/日 -	1 万人/日 -	15 万人/日 -
うち複合型サービス	- 万人/日	1 万人/日 -	- 万人/日 -	- 万人/日 -
<b>居住系サービス</b>	32 万人/日	41 万人/日 (28%増)	38 万人/日 (19%増)	62 万人/日 (94%増)
特定施設	16 万人/日	21 万人/日 (31%増)	18 万人/日 (13%増)	24 万人/日 (50%増)
認知症高齢者グループホーム	16 万人/日	20 万人/日 (25%増)	20 万人/日 (25%増)	37 万人/日 (131%増)
<b>介護施設</b>	89 万人/日	99 万人/日 (11%増)	106 万人/日 (19%増)	133 万人/日 (49%増)
特養	47 万人/日	56 万人/日 (19%増)	57 万人/日 (21%増)	73 万人/日 (55%増)
老健(+介護療養)	42 万人/日	43 万人/日 (2%増)	49 万人/日 (17%増)	60 万人/日 (43%増)

※1)2011年度の数値は介護給付費実態調査月報(平成23年11月審査分)による数値であり、福祉用具販売(予防含む。)及び住宅改修(予防含む。)の数値は未計上。

なお、ホームヘルプは訪問介護(予防含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防含む。)、通所リハ(予防含む。)、認知症対応型通所介護(予防含む。)の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防含む。)、短期入所療養介護(予防含む。)の合計値。

※2)2014年度の数値は、第5期介護保険事業計画の最終年度における介護サービス量の見込みについて、本年4月18日現在で集計した数値であり、未報告の14保険者の数値は未計上。

なお、在宅介護の総数については、便宜上、2009年度の受給率を用いて算出した推計値。また、在宅介護の再掲サービスについては、年間延べ人数(月単位)を12で除した算出した推計値。

※3)2025年度の数値は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(平成24年3月)による(2015年度も左記と同様の方法で算出したもの)。



# 市町村整備計画の概要

- 市町村は、日常生活圏域ごとの介護保険法や老人福祉法に基づくサービス等を提供する施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた「市町村整備計画」を作成することができる。
- 「市町村整備計画」は、「市町村介護保険事業計画」と調和が保たれたものでなければならない。

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)(抄)

第4条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、整備基本方針に基づき、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 日常生活圏域(市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 市町村整備計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 (略)

### Ⅲ. 既存施設のスプリンクラー等の整備について

#### 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

##### 【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
  - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
  - ・鉄骨造一部木造4階建
    - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
    - 3、4階は事務所と住宅の用途
  - ・GH部分の床面積：259.64㎡

消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当

- 死傷者数：
  - ・死者 5名（1名は病院搬送後(3月4日)に死亡）  
内訳（GH利用者4名、一般住宅の居住者1名）
  - ・負傷者 7名  
内訳（GH利用者5名、職員1名、一般住宅の居住者1名）

##### （参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

- 平成18年1月8日発生（長崎県大村市）  
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡

- ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）
  - ※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
- ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）

- 平成22年3月13日発生（北海道札幌市）  
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡

- ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助（平成22年9月～）
- ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正（平成22年9月～）
- ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤（2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止）（平成24年4月～）

## 対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

## 防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

## スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置

# 総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

2/22

3/8

4/19

## 消防庁通知に基づく調査

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- ・主体：各消防本部
- ・対象：6項口（1,000㎡未満のもの（建物の一部に存するものを含む。））、  
軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、  
障害者短期入所施設・ケアホーム・グループホーム

## 並行実施

【福祉部局への資料提供】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：管内の275㎡未満で  
スプリンクラー未設置事業所  
一覧を介護保険主  
管部局に送付

## 資料の提供

## 厚生労働省通知に基づく調査

【消防本部への資料提供】

- ・主体：各市町村介護保険  
主管部局
- ・内容：市町村管内の事業所  
一覧を管轄する消防  
本部に送付

## 275㎡未満でスプリンクラー未設置の事業所 への合同の訪問調査

## 消防庁通知に基づく調査

【防火指導等】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：介護保険主管部局より訪問調査の同行等の相談が  
あった場合、福祉部局の調査に実情に応じて協力

資料の共有

## 厚生労働省通知に基づく調査

【スプリンクラー未設置理由の確認等】

- ・主体：各市町村介護保険主管部局
- ・内容：スプリンクラー未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、  
専門的見地からの助言、今後の対処方針の確認を行う

認知症高齢者グループホーム

# 認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査の概要について

## 目的等

- 調査目的:スプリンクラー未設置の認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラーを設置しない理由等の把握
- 調査対象及び調査時点:平成25年2月22日時点でスプリンクラーが未設置であって、棟単位で275㎡未満の事業所
- 調査方法:市町村の介護保険主管部局の職員が、事業所へ訪問の上、調査票を記入。同時に、専門的な見地からの助言を行うため、可能な限り、消防本部(消防署)職員が同行して実施。

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会(消防庁)で公表  
平成25年5月24日  
午前10:00~12:00

## 結果

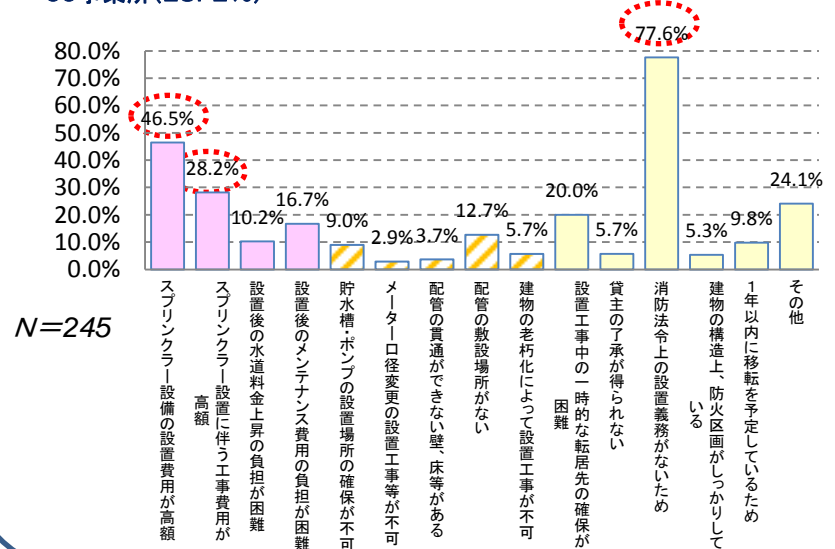
### スプリンクラーの設置予定

- ・スプリンクラーが未設置の認知症高齢者グループホーム(275㎡未満=設置義務なし)は522事業所。
- ・そのうち「設置予定なし」が245事業所(46.9%)

	事業所数	(A)に対する割合		
調査対象事業所(A)	522	100.0%		
設置予定あり(B)	277	53.1%		
25年度まで(24年度中含む)(C)	130	24.9%	(C)/(B)	46.9%
26年度以降(D)	19	3.6%	(D)/(B)	6.9%
時期未定(E)	128	24.5%	(E)/(B)	46.2%
設置予定なし(F)	245	46.9%		

### スプリンクラーを設置する予定のない理由(複数回答可)

- ・「消防法令上の設置義務がない」が190事業所(77.6%)と一番多く、次いで「設置費用が高額」が114事業所(46.5%)、「設置に伴う工事費用が高額」が69事業所(28.2%)



# 老人関係施設における防火安全設備の整備について

介護関連施設等におけるスプリンクラー等の防火安全設備の整備に要する費用を助成。

## スプリンクラー等の整備支援内容

施設種別	助成単価	現在の支援策
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上 (17千円/㎡) ・0~1,000㎡未満 (9千円/㎡) ○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設	○介護基盤緊急整備等臨時特例基金 ・平成21年度に各都道府県に設置 ・実施期限は平成25年度末まで
認知症高齢者グループホーム		
軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		
養護老人ホーム		
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		
小規模多機能型居宅介護事業所		
老人短期入所施設		

(※) 「自動火災報知設備」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」に係る支援については、「認知症高齢者グループホーム」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」を対象

事業規模 470億円 (平成21年度補正：283億円、平成22年度予備費：137億円、平成24年度予備費：50億円)  
 (参考) 基金全体：3,771億円

(参考)  
 スプリンクラー等設置基準  
 (消防法施行令別表第1の第6項口に  
 該  
 当するものの適用関係の推移)

	スプリンクラー		自動火災報知設備	消防機関へ通報する 火災報知設備
	延べ面積	建物の構造等		
平成21年3月まで	1,000㎡以上	平屋建て以外	300㎡以上	500㎡以上
平成21年4月～	275㎡以上	全て	全て	全て